平成３０年（フ）第６７号
広島県福山市西深津町５丁目16番９号
債務者　髙木　里美
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成３０年（フ）第８０号
広島県福山市木之庄町５丁目14番11号　12号室、前住所広島県福山市引野町２丁目５番24号　シティハイツさんせいＢ201
債務者　木村　尚紀
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成３０年（フ）第８２号
広島県福山市新市町大字戸手694番地１
債務者　宮口　卓也
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成３０年（フ）第７１号
青森市大字新城字山田222番地657　シャーメゾンハーベスト202号
債務者　小笠原俊美
1　決定年月日時　平成30年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第４１６号
札幌市北区北31条西12丁目２番15号　ハイツ山上Ａ―201号
債務者　岡　　栄二
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第４７４号
北海道江別市対雁124番地の８
債務者　米山　秀典
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第５０４号
札幌市中央区北10条西18丁目36番地236　ロジェ北10条サンイースト203号
債務者　鈴木　昭子
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第５３４号
札幌市中央区南１条西24丁目１番23―907号
債務者　稲村　正俊
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第５４０号
札幌市白石区本郷通13丁目北４番１―502号
債務者　須藤　寛仁
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第５６６号
札幌市白石区南郷通10丁目南１番14号　マンション永谷202号
債務者　館岡　　勉
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第５７０号
札幌市東区北８条東１丁目１番25―610号
債務者　若崎　正樹
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第５７４号
北海道江別市野幌若葉町65番地の５
債務者　田中　裕子（旧姓大郷）
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第５８６号
札幌市北区北34条西３丁目３番３号　ワイセリアハイン201号
債務者　福原　哲雄
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第５９２号
北海道石狩市花川北２条６丁目276番地
債務者　金住　聡美（旧姓岩窪）
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第５９９号
札幌市白石区東札幌６条５丁目４番５号　グリーンハイツ201号
債務者　浦瀧　龍雄
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第６０５号
札幌市中央区南６条西13丁目４番26号　リリーマンション502号
債務者　永田三和子
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第６１６号
札幌市西区八軒２条西２丁目５番20号　マイるーむ八軒103号
債務者　佐野雅紀子
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第６４８号
札幌市白石区菊水７条１丁目３番１号
債務者　藤川　純子（旧姓加藤・黒澤）
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部